

件名	愛媛県恩給条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年 5 月 25 日公布、公布の日施行他（条例改正の関係する規定は、平成 20 年 10 月 1 日））
<p>【改正の概要】</p> <p>国民生活金融公庫が解散し、承継機関として株式会社日本政策金融公庫が設立される（平成 20 年 10 月 1 日）ことに伴う規定整備</p> <p>（恩給権の処分禁止）</p> <p>第 16 条 恩給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。ただし、<u>国民生活金融公庫</u>及び別に法律で定められた金融機関に担保に供することは、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>株式会社日本政策金融公庫</u></p>	
施行日	平成 20 年 10 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>恩給とは</p> <p>地方公務員共済組合制度の施行（昭和 37 年 12 月 1 日）前に退職した職員及びその遺族に対して、年金給付を行う制度。</p>	